

○町田市スポーツ推進審議会条例

平成 20 年 3 月 31 日

条例第 21 号

文化スポーツ振興部スポーツ振興課

(趣旨)

第 1 条 この条例は、町田市スポーツ推進条例（平成 25 年 3 月町田市条例第 6 号）

第 11 条第 2 項の規定に基づき、町田市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平 25 条例 6 ・全改）

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げるスポーツの推進に関する重要な事項について調査、審議し、答申する。

(1) スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。

(2) 法第 35 条の規定により補助金の交付について意見を述べること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（平 23 条例 38 ・全改、平 25 条例 6 ・一部改正）

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 11 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町田市教育委員会の意見を聴いて、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 3 人以内

(2) スポーツ団体の代表 3 人以内

(3) 経済関係団体の代表 1 人

(4) 保健医療関係団体の代表 1 人

(5) 市民 2 人以内

(6) 町田市公立中学校長会の代表 1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月7日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例、町田市立学校施設の開放に関する条例及び町田市スポーツ振興審議会条例の規定は、平成23年8月24日から適用する。

附 則（平成 2 5 年 3 月 2 9 日条例第 6 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。